

# 大津湖南都市計画 地区計画の変更（湖南省決定）

都市計画 西峰地区地区計画を次のように変更する。

名 称	西峰地区 地区計画	
位 置	湖南省西峰町	
面 積	2.5ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	湖南省東部は、湖南工業団地を中心とした工業地域と、住宅地に分けられる。 本地区はその工業団地と住宅地の間に位置していることから、周辺地域との調和を図りながら、工業団地の従業者や周辺住民の余暇利用のための施設、研修、研究施設および公共公益施設などを誘導する。
	土地利用の方針	本区域を「業務・公益地区」として、多様な機能を有する複合的な土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	道路等の公共施設は、既に整備されているので、これらの機能・環境が損なわれないように維持し、適切に保全する。
	建築物等の整備方針	この地区内においては、用途の制限、高さの最高限度、建物敷地等の境界から壁面後退、かき若しくはさくの構造の制限を定め、空間等には緑化の推進および保全を図る。
地区の整備に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 ① 建築基準法別表第2（い）項第1号、および第4号、第5号および第7号。（ろ）項第2号。（は）項第2号および第6号（に）項第2号から第5号。（ほ）項第1号。（と）項第1号。（り）項第1号。 ② 風俗営業等の規制および業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項および第4項に該当するもの。 ③ 畜舎
	建築物の高さの最高限度	15.0m



地区の整備計画	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度を1.0mとする。
		かき若しくはさくの構造の制限	かき又はさくの構造は次に掲げるものとする。 ① かき又はさくは生け垣等で、可視可能なものとし、ブロック等これらに類するものは設置してはならない。ただし、さく等の基礎で前面道路面からの高さが60cm以下のもの、あるいは門及び門の袖についてはこの限りでない。 ② さくの高さは全面道路面から2.0m以下とする。
備考			

「区域は計画図表示のとおり」

変更理由

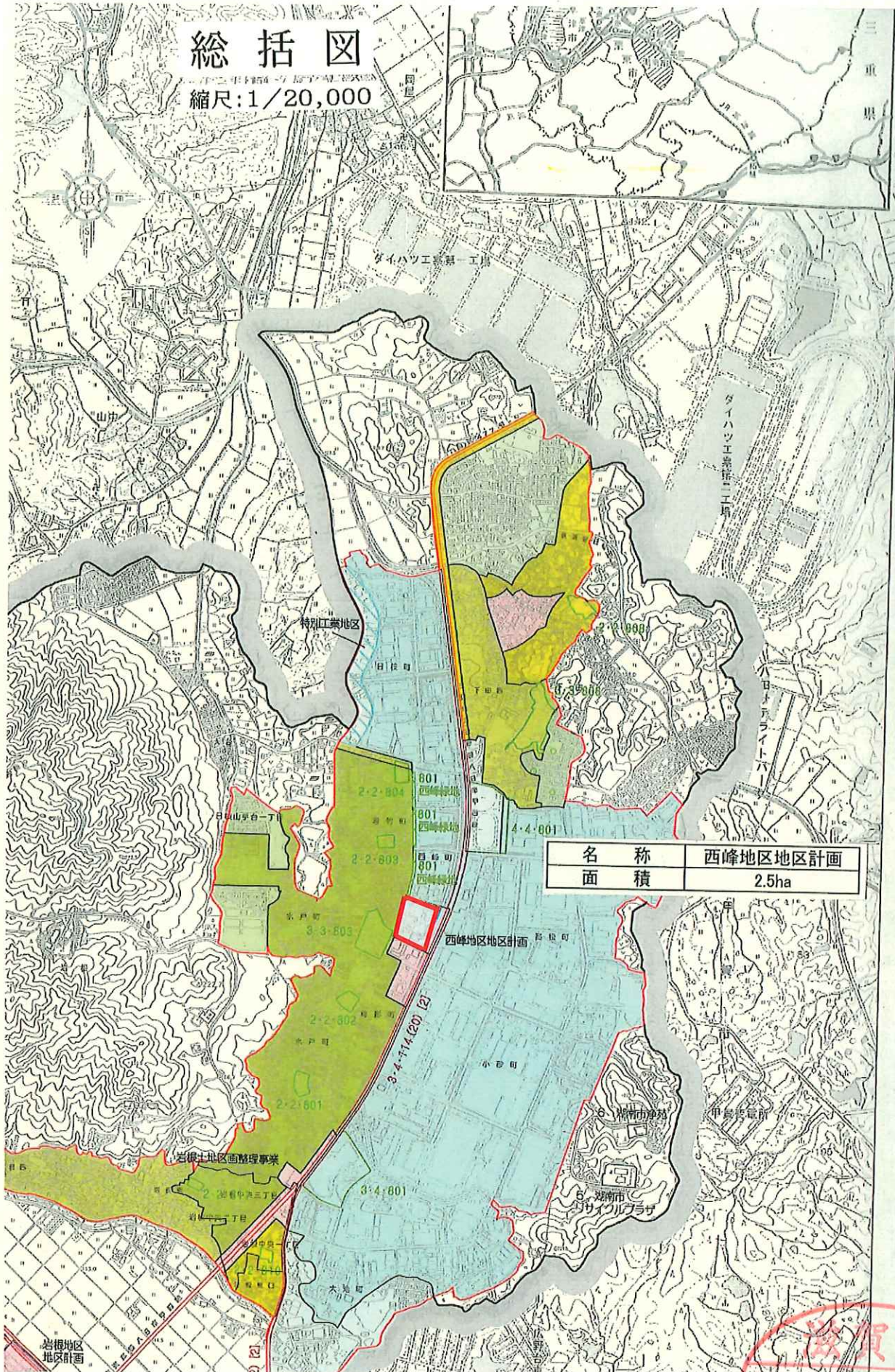
都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、都市計画法(昭和43年法律第100号)で13番目の用途地域となる「田園居住地域」の創設がされ、併せて建築基準法(昭和25年法律第201号)の別表の項ずれが生じたため、地区計画の一部を変更する。





# 総括図

縮尺: 1/20,000



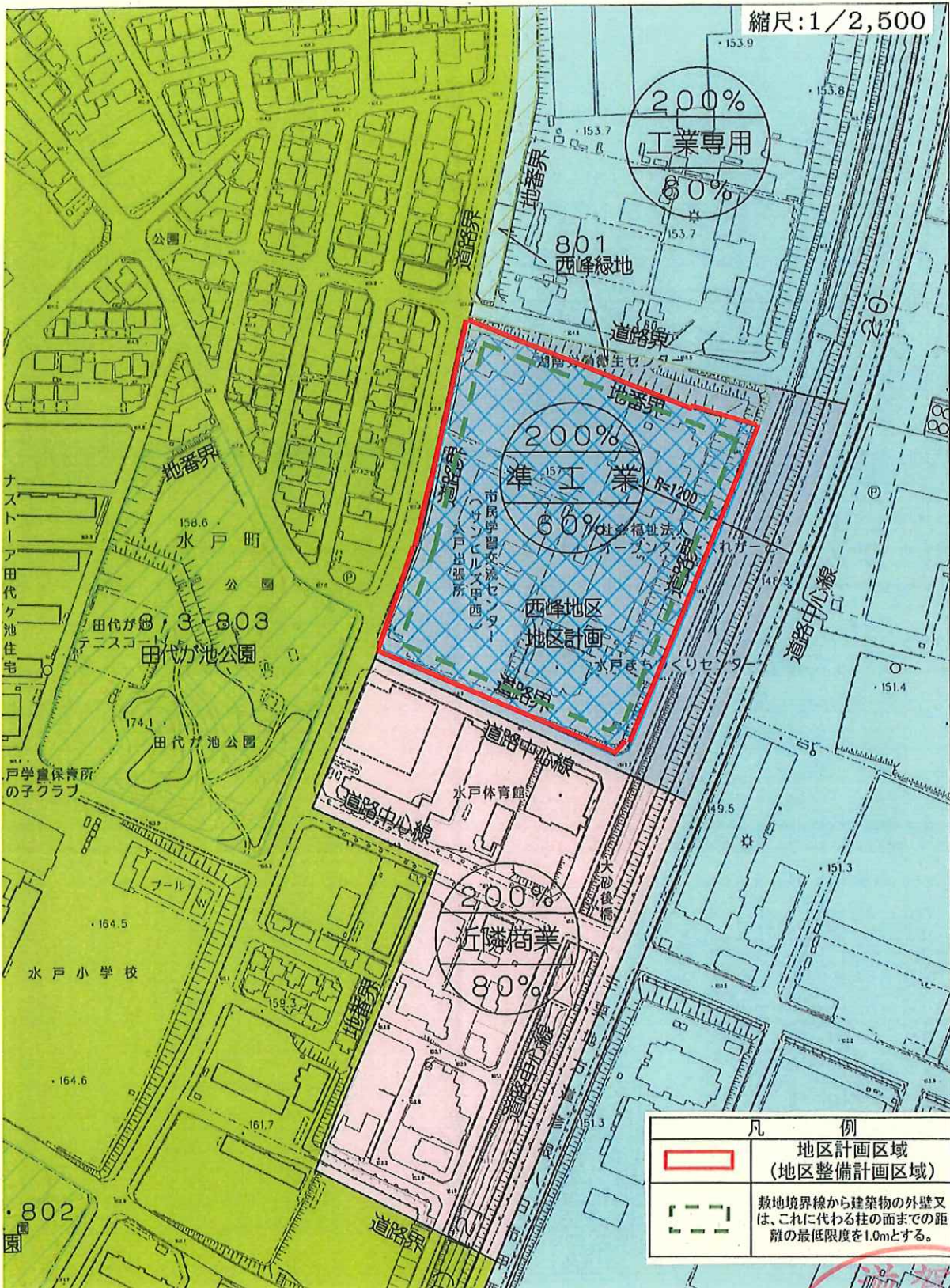
名称	西峰地区地区計画
面積	2.5ha


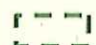
滋賀県  
平成 30.4.1  
確認



大津湖南都市計画  
西峰地区地区計画計画図

縮尺: 1/2,500



凡 例	
	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	敷地境界線から建築物の外壁又は、これに代わる柱の面までの距離の最低限度を1.0mとする。

滋賀県  
平成 30.4.1  
確認